

6 公的年金保険は社会的扶養の仕組みであること（私的扶養の限界）

公的年金保険は社会的扶養の仕組みであること （私的扶養の限界）

1 理解し伝えるべき項目

- (1) 公的年金保険は、社会全体の支え合いの仕組みである**社会的扶養を基本**とし、公的に老親の扶養を行っている。つまり、公的年金保険は、働けなくなったお年寄りや障害状態になってしまった人、一家の担い手を亡くした人などを国や働ける人が負担を分け合って支える仕組みである。**公的年金保険がなければ、自分で全て親を養う必要が発生し、その分、老親のいる家族の負担が増えることになる。**
- (2) 扶養とは「自立して生きていくのが難しい人を援助する」という意味である。扶養の形態には、大きく分けると「**私的扶養**」と「**社会的扶養**」という2つの仕組みがある。

私的扶養とは、高齢者や障害者など働くことのできない人を、その子や家族・親族で養うこと。私的扶養は、自分で自分の家族を支える仕組み。昔は、子どもの数も今より多く、親と同居して農業や自営業を一緒に営みながら、自分達で親を養っていた。

社会的扶養は、働くことのできない人を**社会全体で支え合うという仕組み**である。日本の公的年金保険制度はこの社会的扶養を基本とし、現役世代が年金保険料を納め、国を通じて高齢者へ年金を支給する仕組みである。このため、子や親族と離れた土地にいる高齢者だけの世帯でも、経済的な不安が軽減され、より良い暮らしがしやすくなっている。また、**社会的扶養は、すべての人が等しく保険料を負担するため、私的扶養にみられる「世帯、個人の負担のばらつき」をある程度軽くすることができる。**
- (3) **公的年金保険があってもなくても、働けなくなって収入等のない高齢者は誰かが扶養する必要がある。**昔は親と同居して農業や自営業を一緒に営む人が多く、自分で親を養っていた。しかし、現代では、都市で会社勤めをして親と別居する人が多くなり、平均寿命も長くなったため、親を養うための費用が大きくなってきており、自分で親を養う**私的扶養は現実的に難しい**状況になっている。こういった社会の変化の中で、**社会全体で高齢者を支える公的年金保険が整備**されてきた。
- (4) **現役世代は、年金保険料を納めることで親の生活を心配することなく生活ができ、高齢者は、公的年金によって、自分の子どもに過度な負担をかけず、経済的に自立した生活を送ることができる。**親と遠く

6 公的年金保険は社会的扶養の仕組みであること（私的扶養の限界）

離れて暮らすことの多い現代の日本では、社会的扶養が、扶養する側にも扶養される側にも安心をもたらす制度である。また、このように社会全体で支えていく仕組みの方が、個人や家族だけで支えるよりも**確実に効率的**であるといえる。

(5) 社会的扶養を可能にしている年金財政の仕組みは「**賦課方式**」といわれる。**賦課方式とは、そのときの現役世代が拠出する保険料をもとにそのときの受給世代の給付を賄う年金の財政方式のこと**である。現役世代から年金受給世代への仕送りに近いイメージである。

(6) 将来、経済的に自立した生活を送ることができる権利を得るためには、**現役時代にきちんと保険料を納めておく**必要がある。

2 伝える際のポイント

(i) 公的年金は保険であり、支え合いの仕組みとなっている

長生きリスクに対しては自分だけで老後に備えて貯蓄をしても、それを使い切ってしまう可能性がある。自分で全て備えることは難しい。また子や家族に援助してもらうこと、つまり私的に扶養してもらうことについては、子や家族の経済的負担にもなるうえ、子や家族に全て支えてもらうことに対して抵抗感をもつ人も多い。できれば、**経済的に自立した老後を過ごしたい**と考える人が現在では多い。そういったことから**公的年金保険は、社会的な支え合いの制度**となっている。

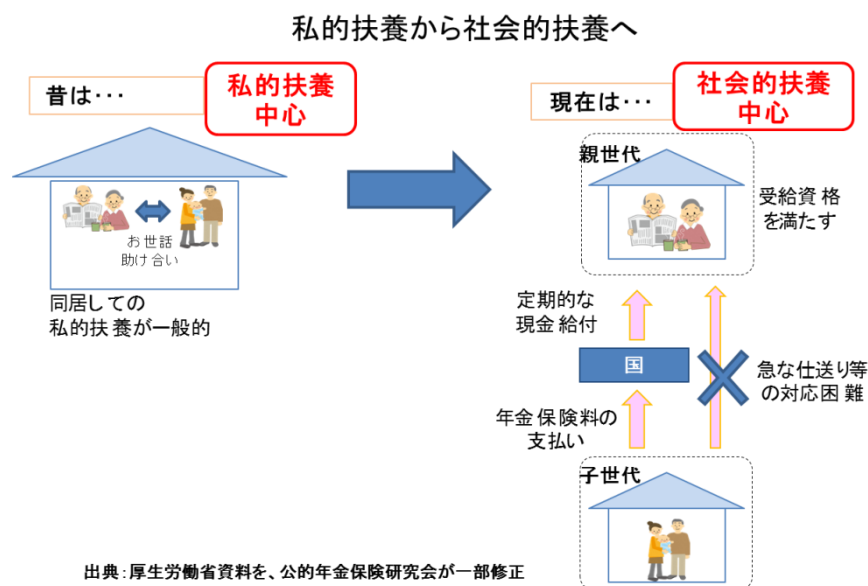
(ii) 私的扶養から社会的扶養へ

昔は、大家族で暮らし、子どもの数も多く、年老いた親を子ども達で養うという私的扶養が中心であった。以後、子どもの数が減少し核家族化が進み、また経済成長の過程で、若者が会社員として大都心へ集中し親元を離れる世帯も増えた。そうすると急な仕送りや離れた親の介護などの対応が困難となるなど私的扶養が難しくなった。このような社会の変化の中で、社会全体で高齢者を支える公的年金保険制度が整備されてきた。**社会的扶養のもとでは、現役世代である子ども世代が保険料を納めることで、親には国から公的年金という定期的な現金給付が行われる仕組みとなっている。**

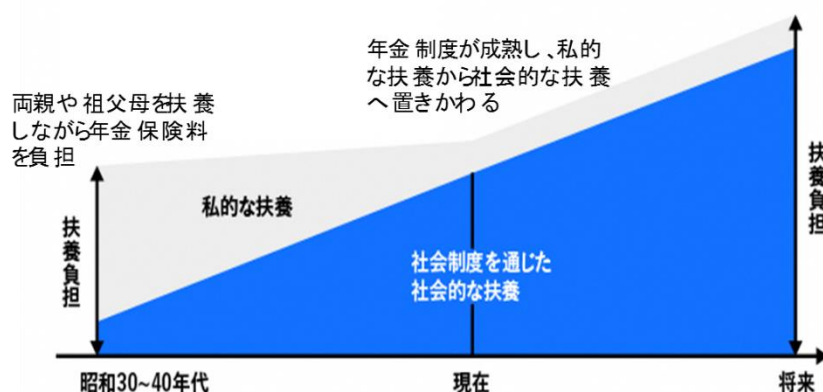
この仕組みを年金財政では「**賦課方式**」という。賦課方式とは、そのときの現役世代が負担する保険料をもとにそのときの受給世代の給付を賄う年金の財政方式のことである。**現役世代から年金受給世代への仕送り**に近いイメージである。今の現役世代が高齢になって年金を受給する頃には、その下の世代が納めた保険料から年金を受け取ることになる。安定的な老後の所得確保としての公的年金が果たす役割を可能にするためにも、日本の公

6 公的年金保険は社会的扶養の仕組みであること（私的扶養の限界）

的年金は、賦課方式を基本とした財政方式をとっている。



私的な扶養から社会的な扶養への移行（イメージ図）



<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/12/dl/1-07.pdf>

出典：厚生労働省

(iii) 社会的扶養で経済的な自立を可能に

現役世代は、年金保険料を納めることで親の生活を心配することなく生活ができ、高齢者は、公的年金があることによって、自分の子どもに過度な負担をかけず、経済的に自立した生活を送ることができる。これは、社会的な仕送り方式ともいえる。

親と遠く離れて暮らすことの多い現代の日本では、社会的扶養が、扶養す

6 公的年金保険は社会的扶養の仕組みであること（私的扶養の限界）

る側にも扶養される側にも安心をもたらす制度である。社会全体で支えていく仕組みの方が、個人や家族だけで支えるよりも確実で効率的であるといえる。例えば、自分の親ばかりか、未来の結婚相手の親が公的年金保険料未納だったらどうなるか？親が公的年金を受給することができないため、自分達で一生涯、自分と配偶者の親の生活費の全てを養っていかなければならないということは想像しても大変なことだとわかる（私的扶養の時代と同様となる）。

また、**将来、経済的に自立した生活を送ることができる権利を得るためには、現役時代にきちんと保険料を納めておく必要がある。**子どもや家族に全面的に頼ることなく経済的に自立した老後を送るためにも、まずは公的年金保険料を納め、その権利を得ておく必要がある。

(iv) 家族をめぐる代表的な変化（参考）

昔（1960年）と現代（2015年）の家族の変化の比較表

参考：家族をめぐる代表的な変化

	昔（1960年）	現代（2015年）
三世同居世帯数	411万	220万
高齢者単身世帯数	13万	593万
家族の人数	4.47人	2.33人
平均寿命	男性 65.32歳 女性 70.19歳	男性 80.75歳 女性 86.99歳
平均余命(65歳時)	男性 11.62年 女性 14.10年	男性 19.41年 女性 24.24年
サラリーマンの割合	53.4%	88.5%

出典：「国勢調査」（総務省）、「完全生命表」（厚生労働省）、「労働力調査」（総務省）

出典：厚生労働省

3 振り返り

- (1) **公的年金は保険であり、支え合う仕組み**となっているのは何故か。
- (2) 自分で両親や親族を養う「**私的扶養**」、高齢者や障害者への支援を社会全体で負担する「**社会的扶養**」と、扶養には2つの仕組みがあるが、公的年金保険がない場合はどうなるか。
- (3) **ライフスタイルや家族構成の変化によって**、私的扶養が次第に難しくなってきたことにより、どうなっていたか。

6 公的年金保険は社会的扶養の仕組みであること（私的扶養の限界）

- (4) 子である現役世代は、年金保険料を納めることで親の生活を心配することなく生活ができ、親である高齢者は、公的年金によって、自分の子に過度な負担をかけず、経済的に自立した生活を送ることができるのは何故か。
- (5) この社会的扶養を可能にしている年金財政の仕組みはどのようなものか。
- (6) 将来、経済的に自立した生活を送ることができる権利を得るためには、現役時代にはどうすべきか。